

新潟県民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第10号

新潟県民生委員法施行細則の一部を改正する規則

新潟県民生委員法施行細則（昭和30年新潟県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査事項の記録)</p> <p><b>第2条</b> 民生委員（新潟市に置かれた者を除く。以下同じ。）は、担当区域内の援助を必要とすると認める者について、その世帯の状況等を必要に応じ把握し、記録しておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(民生委員候補者の推薦)</p> <p><b>第5条</b> 民生委員推薦会（新潟市に設置されたものを除く。以下同じ。）は、民生委員に欠員を生じたときは、別に定める様式により速やかに後任の民生委員を知事に推薦しなければならない。</p> <p>(主任児童委員候補者等の推薦)</p> <p><b>第6条</b> 民生委員推薦会は、主任児童委員に欠員を生じ区域を担当する民生委員を主任児童委員に推薦する場合又は区域を担当する民生委員に欠員を生じ主任児童委員を当該区域を担当する民生委員に推薦する場合には、別に定める様式を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第3条関係）</p> <p>民生委員辞任願</p> <p>(略)</p> <p>私は、このたび（辞任の理由を詳記すること。）のため民生委員の職を辞任したいのでお願いいたします。</p> <p>(辞任希望日： )</p> <p>(略)</p>	<p>(調査事項の記録)</p> <p><b>第2条</b> 民生委員（新潟市の区域を担当する者を除く。以下同じ。）は、担当区域内の援助を必要とすると認める者について、その世帯の状況等を必要に応じ把握し、記録しておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(民生委員候補者の推薦)</p> <p><b>第5条</b> 民生委員推薦会（新潟市に設置されたものを除く。）は、民生委員に欠員を生じたときは、<u>別記第3号様式</u>により速やかに後任の民生委員を知事に推薦しなければならない。</p> <p>(書類の経由)</p> <p><b>第6条</b> <u>この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第3条関係）</p> <p>民生委員辞任願</p> <p>(略)</p> <p>私は、このたび（辞任の理由を詳記すること。）のため民生委員の職を辞任したいのでお願いいたします。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3号様式</b>（第5条関係）</p> <p>民生委員候補者推薦書</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。